

会 議 録

1 会議名

令和7年度 第1回上越市立図書館協議会

2 議題等(全件公開)

(1) 任命書交付

早川教育長による各委員への任命書手交

※欠席委員には、後日事務局より任命書を送付

(2) 協議事項

正副委員長の選出について

上越市立図書館条例施行規則第20条第1項の規定に基づき、互選の結果、
委員長に、渡部委員

副委員長に、上原委員

を選出。

(3) 報告事項

① 令和6年度 上越市立図書館事業実績報告

(資料1、1-2、1-3、1-4)

② 令和7年度 図書館こども祭の開催実績について (資料2)

(4) その他

・高田図書館自習室の利用について(資料3)

・県と市町村の協働による市町村の電子書籍システム共同導入・運営に向けた取組
について(資料4)

3 開催日時

令和7年7月8日(火) 午後2時00分から

4 開催場所

直江津学びの交流館 2階 多目的ホール

5 傍聴人の数

0人

6 出席した者(傍聴人を除く。)氏名(敬称略)

・委 員：渡部委員(委員長)、上原委員(副委員長)、赤松委員、内田委員、

佐藤委員、関澤委員、高波委員、宮澤委員、渡辺委員

・事務局：鋤柄高田図書館長、大島副館長、丸山上席司書、山本副主幹、
大瀧直江津図書館長、内山上席司書

7 発言の内容

＜上越市立図書館条例施行規則第20条第2項の規定により渡部委員長が議長となる＞

○令和6年度 上越市立図書館事業実績報告について

事務局：別紙資料1、1－2について概要説明

渡部委員長：御意見、御質問がありましたらお願いします。

赤松委員：本当にお話を聞く中で、参加者数も増えてきて、ここを利用している、あるいは参加している方の笑顔とかが感じられて読書普及が進んでいる、取組が大変進んでいるのを感じています。質問ですが、資料1の1にある障害者サービス事業について、人数が昨年度よりも減ったというお話がありました。この資料を見ると活字による読書が困難な人向けの資料というのは非常に作ることも大変で苦勞されているのがよく分かるのですが、減ったということでちょっとお聞かせください。これはどのような利用方法がされているのかということと、それから「耳で聴く録音図書体験会」というのもある訳なのですが、新規の方というか、お知らせの仕方を今後どのようにやっていったらいいのかということをお願いしながら聞いていました。その辺りについて教えていただけたらありがたいと思います。

丸山上席司書：今ほどの御質問ですけれど、利用が減になっているというところですが、この事業はある程度少数特定の方が利用する傾向にあるサービスです。御利用されていた方が何らかの理由でお一人、お二人、御利用がなくなると、その数というのは非常に大きく影響するところがありまして、そういったところが実態としてあります。ただ、録音図書はボランティアの方に作っていただいている資料ですので、是非この資料を必要とされている方に御利用いただきたいという思いで、耳で聴く図書ということで録音図書の体験会を企画しました。こちら読書週間の事業として年に1回の実施であり、その1回に合わせてちょうど来ていただくというのもなかなか難しいかと思いますので、今年度は

年間4回企画しています。広報上越にも実施についてのお知らせを掲載しますし、図書館だよりパピルスでも載せる予定です。ある程度定期的に行われるようになれば皆さんに知っていただけて、来ていただける機会になるのではないかと考えています。録音図書は障害をお持ちの方しか使えないという、多分多くの方の認識はそうだと思いますが、紙での読書が難しくなってきた方に利用いただけるサービスですので、その辺りを皆さんに知っていただけるように広報活動を続けていきたいと考えています。

赤松委員 : 特定の方に対するサービスだと思いますので、前年度に比べて減ったとか増えたとかで評価するのはいかななものかと思いますが、先ほど録音図書の体験会の回数を増やすというお話もあって、やはり体験してみてこれいいなと思うと、そういう利用が増えていくのだろかなと思いつつ聞かせていただきました。大変すばらしい事業だと思いますので継続していただけたらと思っています。

渡部委員長 : ほかに、御意見、御質問がありましたらお願いします。

佐藤委員 : 本の分類とは違う言い方で、ティーンズという分類、「うちティーンズ200冊」とか「ティーンズ応援フェア」という項目で資料に書かれている部分があります。私も図書館に行くとティーンズコーナーがあって、私とは年齢が違ふだろうと思いつつ見ると、すごく興味深い本がたくさん並んでいるのがよく分かるのですが、実際、私が勤務していたときもそうなんですけれど、本は分類番号で探すと教えられてきたし、子どもたちにもそう教えてきたので、分類番号で見て見つからず、ティーンズでようやく見つけるということがあります。ティーンズという枠組みの定義というか、その置き方の工夫というか分け方を知りたいです。

丸山上席司書 : ティーンズというのは言葉どおり、10代向けということで考えているものです。読みやすく、10代の方が読んでも理解できるような書き方で書かれた資料ということですが、もちろん、それより上の年代の方にも入門書ということで人気があります。ティーンズコーナーの本を読んでいる方は、実際としては10代の方よりも上の年代の方が

きっと多いだろうと思っています。高田図書館は平成28年度からティーンズコーナーを設置したのですが、それまで児童書として購入していた本と、大人向けとして購入していた本の中から、10代の方が興味を持つような内容、読みやすい内容というものをそれぞれ1冊1冊抜いてきてティーンズコーナーとしたものです。図書館の本は日本十進分類法という数字の組合せで本の内容を表しており、この数字の番号順に並んでいるのが原則になっています。この中で、各図書館で大人の本を分けました、子どもの本を分けました、郷土関係の本を分けましたというふうにして、図書館界ではこれを「別置」と言いますが、読む方の年代や内容によって特別にグループを設けて、その中でまた数字の番号順で並べているものです。ティーンズについては「U」というのを「別置記号」として付していて、「U593」というような形で分類記号が付いていますので、「U」が付くとティーンズコーナーにあるということが分かります。確かになかなか理解しづらいところだと思いますので、これについては図書館内にある蔵書検索端末や図書館ホームページで皆さんにお分かりいただきやすいような、何か表示ですとかを工夫していきたいと考えておりますが、そういうことでティーンズが構成されております。

渡部委員長 : ほかに、ございますでしょうか。

赤松委員 : 資料1-2に学校等支援が書かれていますが、こんなのがあったということで紹介させていただきます。6ページに学校訪問で高田特別支援学校中等部というのが書かれて 있습니다。私、この間、たまたまですが高田特別支援学校に伺って廊下を歩いていたら、中等部の生徒さんが自分の上越のおすすめマップというのを作られていて、そのマップの中には自分が紹介したい、利用したい所がいくつか書いてあって、例えばうみがたりとか、金谷山とか、歴史博物館とか、食堂とかがあって、その中に高田図書館と書いてありました。そして自分のおすすめとして、自分が行きたい所のベスト3を選んでいるのですが、その方は高田図書館に1番を付けていました。それを見て、出張図書館というのが単発で終わっているのではなくて、学びということがうまく

つながっている、ひょっとしたらそのお子さんは本が好きで、夏休みとかに図書館を利用するかもしれないし、あるいは卒業後に自分の楽しみ、余暇として図書館を利用していくのではないか、そういうきっかけになっているいい活動なんだと、私はそこで感心して帰ってきました。ちょっと紹介したいと思ってお話をしました。

渡部委員長 : ありがとうございます。ほかに、ございますでしょうか。

(特に意見、質問なし)

それでは、続きまして事務局の方から資料 1－3、1－4 についての説明をお願いしたいと思います。

事務局 : 別紙資料 1－3、1－4 について概要説明

渡部委員長 : これらの内容につきまして、御意見、御質問等がありましたらお願いします。

(特に意見、質問なし)

では、御質問、御意見、ないようですので次の報告事案に進みたいと思います。

○令和 7 年度 図書館こども祭の開催実績について

事務局 : 別紙資料 2 により概要説明

渡部委員長 : 今ほどの説明につきまして、御意見、御質問、ありましたらお願いします。

(特に意見、質問なし)

では、御質問、御意見、ないようですので、御了解いただいたということで、以上で報告事項は終わりたいと思います。ありがとうございます。

○その他 (高田図書館自習室の利用について)

事務局 : 別紙資料 3 により概要説明

渡部委員長 : 今ほど資料 3、高田図書館自習室の利用に基づく説明がありました。

多くの児童生徒の皆さんから一般の方に至るまで、まんべんなく高田図書館の自習室を利用して、時間帯もいろいろで、多岐にわたっていることが分かりました。この件につきまして、御意見、御質問、ございますか。

赤松委員 : 利用者層の表の区分にある、「その他 163 人」というのは何か教えてください。

大島副館長 : 区分としましては、学生というくくりの中で聞いていまして、高校生、中学生、小学生以外の学生ということで、大学生や専門学校生になるかと思います。

○その他（県と市町村の協働による市町村の電子書籍システム共同導入・運営に向けた取組について）

事務局 : 別紙資料 4 により概要説明

渡部委員長 : 県内 29 市町村による 130 万人ほどを対象にしたスケールの大きい電子書籍システムの導入に関わる内容でした。メリット、デメリットあるかと思いますが、今ほどの内容につきまして御質問がありましたらお願いします。

内田委員 : 実際に借りる側として、誰でもいつでもどこでも、というのがあるのですけれども、これを利用するための特別な機械とかは必要なのでしょうか。

大島副館長 : 電子書籍を見ていただくには、インターネットに接続できる環境があれば基本的にはできるということです。例えば、スマホからとか、タブレットとか、御自宅のパソコンからでも、電子図書館のサイトにアクセスしていただけます。どのように発行するかはまだ検討中なのですが、一人一人に利用するための ID が発行されますので、その ID で電子書籍システムに入っていただいて借りる、あるいは本によっては試し読みをすとか、そういったようなことができるようになる予定です。

内田委員 : 自分のスマホから見られるということを想像したら、期待が高まりました。ありがとうございます。

渡部委員長 : ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

（特に意見、質問なし）

ないようですので、本日用意させていただいた報告事項、その他に関わる説明、全体を通しまして何かありましたらお願いします。

（特に意見、質問なし）

では、本日の議事につきましてはこれで終了させていただきたいと思
います。進行を事務局にお返しします。

事務局 : 次回の図書館協議会につきましては、11月頃を予定しております。
以上をもちまして本日の会議を閉会させていただきます。

8 問合せ先

教育委員会社会教育課高田図書館 TEL : 025-523-2603

E-mail : t-toshokan@city.joetsu.lg.jp

9 その他

別添の会議資料もあわせて参照ください。